

あなたの声を…

第87号

2020年8月

議会だより

◎議案審議	2
◎予算決算常任委員会	3
◎一般質問	4
◎町の元気もの	12

甲良西小学校児童による呉竹梅林親水公園での梅収穫体験の様子

第3回臨時会は4月27日に開催され、議案1件を審査し、可決された。

第4回臨時会は5月20日に開催され、報告2件、承認3件、議案7件、発議1件が審査され、審査の結果、承認3件、可決8件であった。

令和2年6月定例会は、6月4日から12日までの9日間の会期で開催し、議案2件、報告1件、同意14件、発議1件、その他1件を審査し、審査の結果は、可決3件、同意14件であった。一般質問は、6月4日・5日に7人が行った。

審議結果

令和2年第3回 臨時会

4月27日

全 員 賛 成	
議案第26号	令和2年度一般会計補正予算（第1号）

令和2年第4回 臨時会

5月20日

全 員 賛 成		欠席（大町）
報告第1号	甲良町における新型コロナウイルス感染防止策およびその影響による損失補てん対策等の報告について	
報告第2号	専決処分の報告について	
承認第2号	専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）	
承認第3号	専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
承認第4号	専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町介護保険条例の一部を改正する条例）	
議案第27号	甲良町税条例の一部を改正する条例	
議案第28号	甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第29号	甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
議案第30号	甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
議案第31号	甲良町介護保険条例の一部を改正する条例	
議案第32号	令和2年度 甲良町一般会計補正予算（第2号）	
議案第33号	令和2年度 甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
発議第10号	新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策の拡充を求める決議（案）	

令和2年6月定例会

6月4日・12日

全 員 賛 成	
報告第3号	令和元年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
同意第2号～ 同意第15号	甲良町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
議案第35号	令和2年度 甲良町一般会計補正予算（第3号）
発議第11号	令和2年度 甲良町一般会計補正予算（第3号）の執行に関わる付帯決議（案）

賛否がわかれたもの		議 員 名											議長	結果
		小森	岡田	山田充	山田裕	野瀬	宮崎	丸山	木村	建部	大町	西澤	阪東	
議案第34号	甲良町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	－	可決

【賛成は○、反対は×、議長は可否同数の場合のみ採決に加わる】

予算決算常任委員会審査報告

本委員会に付託された令和2年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を審査し、可決された。審査経過【要約】は次のとおり。

6月9日

議案第35号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第3号)

Q 新型コロナウイルス

感染症に伴う住民支援対策(第3弾)の8事業のうち大学生への経済支援

650万円について、対象者に漏れないように実施できるのか、予備校生は対象か。また、予算超過の際はどうか。

A 防災無線やホームページで周知をしていく、予備校生は対象外である。また、予算不足の場合は専決補正を行う。

Q テレワーク実施に伴う環境整備事業664万円について、パソコン15

台の根拠と、どのような業務を行うのか。

A 各課1・2台分の計上で、書類の整理・作成などを行う。

Q 情報漏えいに対する

セキュリティ対策や勤務環境のルール化などが必要である、予算執行についてはそのようなことを

掌握してから行うべきだ。

A 整理を行い、具体を示してから実行する。

Q 農業者への支援50万円について、対象者は

最大50人か、各個人の所得減少の条件を問うものか。また、町内の会員のみ対象か。

A 最大50人であり、支援金なので個人所得の条件は問わない。また、町内会員のみ対象であり、要綱に入れる。

Q 甲良町商工会への支援55万円について、す

でに始まっている相談事務に対しての支援も含まれるのか。

A その分も含まれており、商工会会員以外の相談も受ける。

Q 有害鳥獣駆除対策事業520万円について、

現地地権者の了承が必要では。

A 地元区長、農業組合長には立会済であり、今後了承を得る。

Q 経済回復支援(町内業者)1,300万円につ

いて、仕事を受けても金額が低いと業者が困るため、やり方を考えるべきだ。

A 随意契約で見積もり合わせをするため最低制限価格は無いが、検討する。

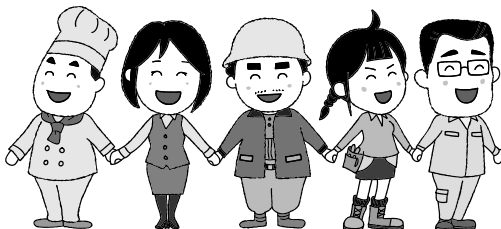
Q 防災活動支援事業285万円について、各集

落では高齢の方の集まりなどを再開しているため、非接触式体温計などは必要であるので早く配布を。A 区長と相談し対応していく。

Q 特別定額給付金上乗

せ給付事業6,868万円について、実施の時期や申請方法、基準日は。

A すでに事業を開始している10万円の定額給付金事業の区切りの段階で実施する。申請方法については、この事業について周知をし、辞退等の確認をしたうえで、10万円の定額給付事業の口座に1人1万円を振り込む。基準日は国と同じ4月27日と考えていたが、検討する。



町政のここが知りたい! 聞きたい!

一般質問

一般質問とは、議員の日常活動と調査・研究・住民の声や自身の考え方をもとに、町長などに方針を問うものです。

●大町 善士雄 議員 5ページ

◎指定金融機関の指定の継続について問う
・町道の維持管理について問う

◎町営住宅の管理について問う
・職員の資質の向上について問う

●丸山 恵二 議員 6ページ

◎小学校のプールについて問う

◎防災センターについて問う

●建部 孝夫 議員 7ページ

◎町における新型コロナウイルス対策を問う
◎町長選挙における「選挙運動用ビラ」への虚偽記載等の責任を問う

●山田 充 議員 8ページ

◎新型コロナウイルス感染症において、町の入札・工事への影響を問う
◎新型コロナウイルス感染症の予防について問う

●岡田 隆行 議員 9ページ

◎フレイル検診について問う
◎各集落の町内会、自治会の運営支援について問う

●山田 裕康 議員 10ページ

◎行政の弁護士委託について問う
◎新型コロナウイルス感染症において、本町の施設への影響を問う

●西澤 伸明 議員 11ページ

・新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種の影響および町の対応についてのうち
◎税・保険料等公共料金の減額、免除、徴収猶予の対応を問う
◎新型コロナウイルス感染拡大の第2波に備えてを問う

◎印の質問を掲載しています。



大町 善士雄 議員

一般質問

問 滋賀銀行は指定金融機関として今後も継続するのか

答 1年契約になっている



問 地域密着でサービスの良い農協に、地元経済発展のために指定金融機関を変更することができないのか。

答 他の金融機関になることもある。



問 町営住宅の管理

および入居基準は

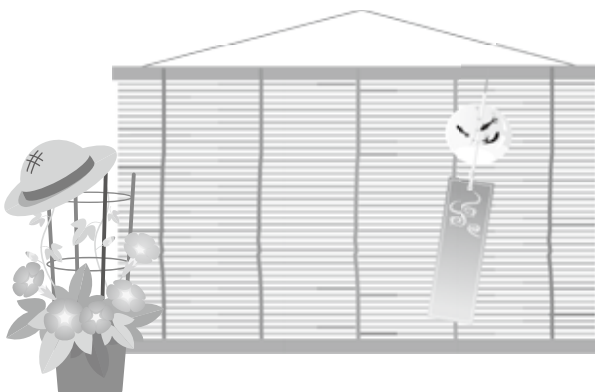
答 公営住宅法第27条に基づき、

入居者は公営住宅を正常な状態で

維持しなければならない

問 東川原地先の公営住宅、2戸1と言われる改良住宅の空き家対策は。特に、呉竹の旧住民センター裏側は、雑木林になっているが知っているか。

答 本当なら正常な状態で他の方が使えたが、この空き家の現状により、この機会を奪っているのが非常に重要なこと。外から見て草が生い茂っているのは一目瞭然。



一般質問



丸山 恵二 議員

問 小学校プールの 今後のあり方について問う

答 撤去の方向で検討を進める



利用していない東小学校プール

問 現在、小学校のプールは全く利用されていない状況である。また、保護者から壊れかけていて危険だという声も聞く。このような状況であるならばプールを撤去し、運動会等の学校行事の際に不足している駐車場を確保するためにも、駐車場に整備することも一つの活用方法ではないか。今後どのように考えているか。

答 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、プールの授業は実施できていないが、例年は町温水プールを利用している。また、使用していない小学校のプールについては、今後は撤去の方向で検討している。撤去後の活用方法については、皆さんが利用しやすいように、駐車場整備も視野に入れて検討を進めていきたい。

問 防災センター建設計画の 現状について問う

答 建設時期は明言できないが、 計画を進めていく

問 防災センター建設予定で購入した土地は、現在、駐車場として利用している。町にとって災害時に活用できる防災センターは必要と考えるが、現在の防災センターの計画状況は。また、防災センターを建設する際に活用できる緊急防災・減災事業債はまだ有効か。

では、令和2年度で一旦終了となる。だが、これに代わる新たな補助金の創設を国や県に要望しているところであり、災害も多発している状況であるため、何らかの形で制度が再編されると思う。建設時期は明言できないが、防災センターは検討し、いずれ建設できるように進めていく。



防災センター建設予定地として購入した土地





建部 孝夫 議員

一般質問 問 町長は「町民の命と暮らしを守る」との気概を持って、新型コロナ対策に当たれ

答 危機管理が問われるコロナ感染症対策に、できるだけ施策を展開し、町民のご協力をいただく

問 ①緊急事態宣言が解除されたとは言え、気を緩め、油断することなく、マスク、手洗い、うがい、検温の励行と極力三密等を避けることを当分の間（国内の感染者が完全に治癒する。新たな感染者が1か月無い）、町民に訴え、啓発すること。

②町民の生活支援、地域経済復興・回復支援策として、全町民に1人1万円給付すること。補正予算を修正して予算化していただいたことに感謝したい。

③また、町税等において、法人を除く、個人にかかる税を10%軽減すること。

④町における公共料金（上下水道使用料、利用料等）を一定期間（6か月）20%軽減すること。

⑤その他、感染防止と町民支援の有効策を率先して講じること。

「選挙運動用ビラ」の抜粋

「契約議決案件」の否決

※議会は、高い契約金額とその入札に疑惑（某業者に見積らせ、その業者を入札に参加させ、その業者一社しか応札がなく、その業者の言いなりの価格で落札させた）があるから否決したのです。

執拗なまでの甲良町議会の態度

※この見出しの表現に、野瀬町長の議会への対応、姿勢を見ることができます。

野瀬町政2ヶ年の取り組み（1）に元職員の公金着服事件の被害額認定を受けた全額の4,760万円が平成31年2月12日に元職員から弁済されました。

※北川前町長の就任時、平成29年11月までに3,437万円返されている。平成31年2月12日に返されたのは、1,303万円で、差額20万円は3回に分けて返された。

野瀬町政2ヶ年の取り組み（2）に甲良町情報セキュリティポリシー[基本方針・対策基準]（平成27年12月1日策定）

※これは、北川前町長が策定したもので、そのことの職員研修をしただけのことです。

行政改革によって、定数を約20人削減しています。

※野瀬町長のこの2年間、行政改革はしていないし、職員定数条例の改正もありません。むしろ、職員は5人増えています。

このように、嘘・騙しの文章を記載し、町民いや選挙民の評価（支持）を得て、選挙を有利に導いたものです。

答 ①そのとおりである。やるべきことをし、啓発も続けていく。

②（実施するにつき答弁を求めず。）

③アドバイスをいただきながら、慎重に議論・検討し、次なる展開に入っていきたい。

④上水道使用料は、試算検討できるが、下水道使用料は、基本的にはできない。

⑤次にいかなる展開にするか、引き続き情報収集し、更に進める検討をしていく。

問 今期、嘘とだましで当選した野瀬町長の責任を問う

答 辞職することも、処分も考えていない

問 野瀬町長は、選挙ごとに不正・不祥事を起こしている。今回は、「選挙運動用ビラ」に嘘、騙しの文書を掲載した。これは、選挙結果に大きく影響をおよぼし、35票差が逆転している可能性がある。よって、町長はこ

の責任をとらなくてはならない。

①選挙民に謝罪をすること。

②辞職に値する不祥事であり、辞職を求める。

③辞めないとするば、自ら、減給処分（12か月、100分の20）すること。

答 ①何らかの形で謝罪を考えていきたい。

②③辞職も処分も考えていない。



一般質問



山田 充 議員

問 新型コロナウイルス感染症における本町の入札・工事への影響は

答 影響を受けた入札はないが、人員が確保できず、一時、工事の中断があった

コロナに負けない!!
正しく知って正しく恐れる



佐々木道孝



藤堂高虎

油断大敵!
町民ぐるみで
感染防止に努めよう!

問 今後の入札・工事などで、新型コロナウイルス感染症の予防策は何かあるのか。

答 役場に来庁せずに入札ができる電子入札を、今年度中に採用したいと考えている。

※新型コロナウイルス感染症の影響で倒産されている業者がたくさんある。本町からそのような業者を出さないためにも、これからも入札・工事に努力し、地元業者での発注をしていただきたい。

問 新型コロナウイルス感染症予防の

町民への周知方法は

答 町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、手洗い・咳エチケット・3密などを防災無線・施設の窓口・全戸配布のチラシにより、啓発をしている

問 今後、高齢者社会の本町で予防の周知を徹底するために新たに考えていることはあるか。

答 気温が上がり始めるため、マスク着用による熱中症対策等、季節に応じた情報を発信し、高齢者が安心できるように対応していく。

※新型コロナウイルス感染症で犠牲になっているのは高齢者の方が多い。高齢者の方に予防を徹底し、本町から犠牲者を出さないように周知を。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約 0.001% (数十個)
	2回繰り返す	約 0.0001% (数個)

(資料元: 感染症学雑誌、80-496-500, 2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、フリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

【注意】
・家事用手袋を着用して行ってください。
・食器は殺菌することはありません。
・除菌をしてください。
・他の薬品と混ぜないでください。



岡田 隆行 議員

問 フレイル健診について問う

答 来年度からは、フレイル健診に基づいた健診をしていきたい

一般質問

問 フレイル健診とはどのようなものか。また、フレイル健診を厚労省が導入を勧める背景とポイントとは。

答 75歳以上の後期高齢者の方を対象とした筋力などの身体能力の低下、

心身ともに弱ってきた状態、介護が必要になる手

前の状態をフレイルと

いう。その

予防や、重症化予防に

着目して、

健康寿命の

延伸を図る

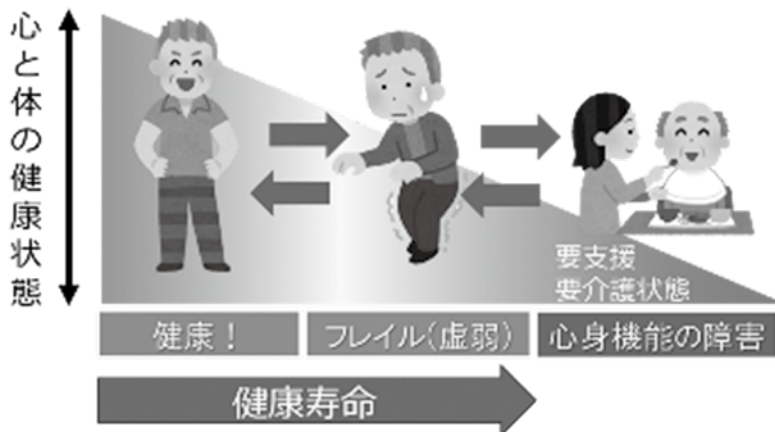
ことを目的

とした健診

のことをフ

レイル健診

という。



また、背景には、後期高齢者はフレイルに陥るリスクを抱えることから、フレイル状態の高齢者の身体活動や、栄養、社会参加に関する介入を行うことで、健康寿命の延伸につながることを期待されている。

問 各集落の町内会、自治会などの運営支援について問う

答 町まちづくり総合補助金として、地域の活動の実績などに補助をしていく

問 本町における各集落の町内会、自治会などの問題点や改善点は。

入り、ワークショップなどを通じて、改善点などを見つけられたらと考えている。

答 昨年度から東京農工大に依頼をして、各集落の現状などの調査・分析を実施している。その中で、集落の現状として、自営業の減少、サラリーマンの増加により、昼間、集落内に人が少ない、産業構造の変化により町外へ転出、少子化による人口減少の進行、価値観の多様化により、ますます隣近所の付き合いを好まない人の増加により、役員の引受手の不足などが挙げられるのではないかと、今年度、2つの集落に





山田 裕康 議員

一般質問 問 1 年間の 弁護士委託費は、いくらか

答 令和元年度は、顧問料61万円、
業務委託354万円

問 弁護士委託をした場合、説明責任は誰が行うのか。

答 基本的には、税金を使っているため、町が説明責任を行うものだと考えている。

※弁護士委託をした場合でも、町が説明責任をしっかりと果たしていたきたい。

弁護士は、法律に関することが基本のため、それ以外は行政が責任を持って町民に対して対応を。



問 新型コロナ感染症で閉鎖の処置を行った町施設はどこか

答 小中学校3月2日から5月31日、図書館3月9日から3月31日と4月19日から5月19日、香良の湯・温水プール4月17日から5月31日

問 新型コロナウイルス感染症により、町施設の休館等で休業した方への救済措置は考えているのか。

答 香良の湯・温水プールは、指定管理業者に休

業補償と香良の湯で指定管理業者が再委託されている運営費も含めて補償。また、小学校での配膳作業と、子育て支援センターの清掃に入っていたシルバー人材センターにも休業いただいたこと

に対して、補償する方向で考えている。

※施設の閉鎖で、休業された方への救済措置をしっかりと行っていたきたい。

請求書

令和元年5月17日

甲良町 野瀬喜久男町長 様

〒602-0875
京都市上京区丸太町通寺町東入信富町319番地
福井・稲田総合法律事務所
TEL 075 (256) 1911
FAX 075 (256) 1912
弁護士 福井 善 介

いつもお世話になっております。
下記の通りご請求させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

記
金 291,600 円
(内、消費税21,600円含む)

但し、下記内訳請求分として

【内訳】

① 住民監査請求への対応費用	金 80,000 円
② 上記消費税 (8%)	金 6,400 円
③ 分限処分への審査請求に対する着手金	金 100,000 円
④ 上記消費税 (8%)	金 8,000 円
⑤ 日当 (30,000円×3回)	金 90,000 円
(H30.12.11、H30.12.19、H31.1.7分)	
⑥ 上記消費税 (8%)	金 7,200 円

なお、上記270,000円から源泉分27,567円(復興特別税0.21%を含む10.21%)を差し引いた242,433円に消費税21,600円を加算した264,033円をお振り込み下さい。

銀行
預金種別
口座番号
口座名義
(フリガナ)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い密閉空間
②多数が集まる密集場所
③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検索



西澤 申明 議員

問 国保税の減免で 住民支援のメッセージを

一般質問

答 要綱を策定し、減免など
スピード感をもって対応したい



問 税、保険料、公共料金の減免について、建部議員からも提案があった。徴収の猶予は利息・担保ナシの特例があるものの、後に払わねばならない。免除や軽減するためには条例改正など、どうするのか。国保税に絞れば、国保税条例の24条で減免規定されている。町長が認める範囲を困っている方に対応できる文面で、町が寄り添い支援

のメッセージが必要では。

答 税の減免関係の現行条例がある。コロナ関係では、国保税の条例改正を経て、規則・要綱の規定を準備中である。整い次第、皆様にお知らせしたい。
スピード感を持って、国保税についても内部で議論している。

問 新型コロナ感染第2波に備え、 啓発内容の改善を

答 分かりやすく、

価値ある情報提供を検討する

問 新型コロナウイルス感染拡大の第2波に備えて、①防災無線のアナウンスの改善が必要だ。皆さんの努力で感染拡大を抑えてきたこと、コロナの特質を知らせることが必要。感染症に詳しい方に登場願うと説得力がある。工夫をしてほしい。
②感染抑制・隔離・治療をおこなうためにも、国・県に対しPCR検査の大幅拡充など、要請する必要があるが。

答 ①今後、創意工夫しながら、専門分野等にも関わる場合は、各課と協議する。また、各機関からも情報収集し、住民に

分かりやすく価値ある情報提供を行いたい。
②引き続き、県や町村会を通じ、要望活動を断続的に行いたい。



防災無線の放送設備

シリーズ 町の元気もの

こんにちは！

「甲良の駐在」です

●西 知洋 巡査部長



昨年度春から所長として勤務しています。

●山中 康平 巡査



今年度から勤務しています。住民目線で頑張りたいと思っています。

昨年度の甲良町内の治安情勢は、一昨年度に比べて大幅に減少しましたが、溝に設置されているグレーチングを狙った盗難事件や自転車盗が発生しています。

自転車盗については、無施錠での被害が多かったため、住民の皆様には自転車から離れるときには必ず施錠をするようお願いしています。

交通事故で亡くなった方は0人でした。

交通事故は朝方や夕方通勤、通学時間帯で人の動きが増えるときに多く発生しています。

交通事故の特徴は、見通しの悪い交差点での出会い頭や、前方不注意

視による追突事故が多く発生しています。

町内を車で走行するときには、ゆっくり走ること心がけ、見通しの悪い交差点では、一度止まって安全確認をしていただき、更には、前を走行する車との車間距離を十分にとった上での運転をお願いします。

私たちは、甲良町の皆様が安全で安心して暮らしていただけるよう、一生懸命務めていく所存でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。



甲良駐在所

編集後記

せせらび

今年は新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっています。日本でも感染が拡大し、4月16日に政府による「緊急事態宣言」が出されました。現在は、感染者数も減少してきており、学校が再開したり、外出自粛が緩和されたり、少しずつではありますが、これまでの生活に戻ってきました。しかし、またいつ感染拡大するかわからない状況であり油断はできません。

今、私たちには新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3密を避けることなどの「新しい生活様式」が求められています。しかし、これから夏を迎えるにあたり「熱中症」にも注意しなければなりません。今年の夏は、暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク着用や換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

この難局を乗り越え、一刻も早く日常を取り戻すためにも、一人ひとりができる感染症対策に努めましょう。

丸山 恵二

9月定例会の予定

～議会の傍聴してみませんか～

月 日	内 容	時刻
9月2日(水)	全員協議会	9:00
4日(金)	開会・一般質問	9:00
7日(月)	一般質問(予備日)	9:00
10日(木)	予算決算委員会	9:00
11日(金)	予算決算委員会	9:00
14日(月)	予算決算委員会(予備日)	9:00
16日(水)	委員会(予備日)	9:00
24日(木)	閉会	9:00

議会の傍聴は事前申し込み不要です。ぜひ、お気軽にお越しください。なお、都合により日程が変更になる場合がございます。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。電話38-5060

会期日程、議会会議録などは、ホームページでも公開しています。

